

筑西広域市町村圏事務組合きぬ聖苑の設置及び管理等に関する条例

平成 4 年 12 月 4 日

条例第 9 号

改正 平成 17 年 3 月 28 日条例第 3 号 平成 17 年 10 月 1 日条例第 5 号
平成 18 年 11 月 8 日条例第 11 号 平成 19 年 2 月 27 日条例第 1 号
平成 20 年 2 月 15 日条例第 1 号

(目的)

第 1 条 この条例は、圏域住民の福祉の増進に寄与するため、墓地、埋葬等に関する法律（昭和 23 年法律第 48 号）第 2 条第 7 項に規定する火葬場の設置及び管理等について必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

第 2 条 火葬場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 筑西広域市町村圏事務組合きぬ聖苑

位置 茨城県筑西市下川島 655 番地 1

2 前項の筑西広域市町村圏事務組合きぬ聖苑（以下「きぬ聖苑」という。）に次表左欄に掲げる施設を設置し、それぞれ同表右欄に定める目的に使用する。

| 施設名 | | 使用目的 |
|-----|---------------|-----------|
| 斎場 | 式場 | 葬儀、告別式 |
| | 通夜室 | 通夜 |
| | 霊安室 | 一時的な遺体の安置 |
| 待合室 | 火葬場及び斎場使用者の控室 | |

(管理)

第 3 条 きぬ聖苑は、その設置目的に応じ、常に良好な状態において管理しなければならない。

(職員)

第 4 条 きぬ聖苑に場長その他必要な職員を置く。

(使用許可)

第 5 条 きぬ聖苑を使用しようとする者は、あらかじめ筑西広域市町村圏事務組合管理者（以下「管理者」という。）に申請してその許可を受けなければならない。

(使用料)

第 6 条 前条の規定により使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表に定める使用料を納入しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、管理者は、特別の理由があると認めるときは当該使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の返還)

第 7 条 既納の使用料は、返還しない。ただし、管理者において特別の事由があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。

(目的外使用の禁止)

第 8 条 使用者は、第 5 条の許可を受けた目的以外にきぬ聖苑を使用してはならない。

(使用許可の取消し等)

第 9 条 管理者は、きぬ聖苑の使用が次の各号の一に該当するときは、当該使用許可を取消し、又は使用を制限することができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) きぬ聖苑の施設等を破損し、汚損し、又は滅失するおそれがあるとき。

(3) きぬ聖苑の管理上支障があると認めるとき。

(特別の整備)

第10条 使用者は、きぬ聖苑の使用に際し特別の設備をし、又は既存の設備を変更してはならない。ただし、管理者において特に必要があると認めた場合は、この限りでない。

(損害賠償)

第11条 使用者は、きぬ聖苑の使用に当たり施設等を破損し、汚損し、又は滅失したときは、直ちに係員に報告するとともに、現状に回復し、又は管理者の認定した損害額を賠償しなければならない。ただし、管理者において損害を賠償させることが適当でないとして認めるときは、この限りでない。

(営利行為の禁止)

第12条 きぬ聖苑及びその敷地内においては、物品の販売、勧誘その他の営利行為をしてはならない。ただし、管理者の許可を受けた場合は、この限りでない。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほかこの条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第6条の規定のうち火葬場に係る使用料は、平成5年4月1日以後の使用に係る使用料について適用する。

3 筑西広域市町村圏事務組合火葬場の設置、管理及び使用に関する条例(昭和51年組合条例第3号)第2条の規定に基づく平成5年4月1日以後の火葬場の使用に係る申請及び許可は、この条例の規定に基づく申請及び許可とみなす。

(筑西広域市町村圏事務組合火葬場の設置、管理及び使用に関する条例の廃止)

4 筑西広域市町村圏事務組合火葬場の設置、管理及び使用に関する条例は、廃止する。

附 則(平成17年3月28日条例第3号)

この条例は、平成17年3月28日から施行する。

附 則(平成17年10月1日条例第5号)

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

附 則(平成18年11月8日条例第11号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年2月27日条例第1号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年2月15日条例第4号)

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

2 この条例による改正後の筑西広域市町村圏事務組合きぬ聖苑の設置及び管理等に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後のきぬ聖苑の使用に係る使用料について適用し、同日前のきぬ聖苑の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

別表（第6条関係）

きぬ聖苑使用料

| 使用区分 | | 圏域住民 | 左記以外の者 | |
|------|---------------------|----------|---------|---------|
| | | 円 | 円 | |
| 火葬場 | 火葬 (1体につき) | 12歳以上の者 | 5,000 | 50,000 |
| | | 12歳未満の者 | 3,000 | 30,000 |
| | | 死胎児 | 2,000 | 30,000 |
| | | 改葬 遺体 | 死後10年未満 | 2,000 |
| | | 死後10年以上 | 500 | 10,000 |
| | 焼却 (1包30kg以内につき) | 身体の一部 | 2,000 | 30,000 |
| | 産じょく汚物の類 | 2,000 | 20,000 | |
| 斎場 | 式場 | 3時間まで | 25,000 | 100,000 |
| | | 超過1時間につき | 7,000 | 30,000 |
| | 通夜室 | 3時間まで | 3,000 | 20,000 |
| | | 超過1時間につき | 1,500 | 5,000 |
| | 霊安室 (1棺あたり) | 24時間まで | 4,000 | 25,000 |
| | 超過1時間につき | 500 | 2,000 | |
| 待合室 | 1室使用 | 2時間まで | 5,000 | 10,000 |
| | | 超過1時間につき | 1,000 | 5,000 |
| | 追加使用1室につき | 2時間まで | 4,000 | 10,000 |
| | | 超過1時間につき | 1,000 | 5,000 |

- 備考 1 圏域住民とは、死亡者又は申請者（葬儀を執行する者）が筑西広域市町村圏事務組合規約（昭和51年県地指令第665号）第2条に規定する市の住民票に記載され、当該市長が認めた者をいう。
- 2 斎場及び待合室の使用時間は、準備及び後片付けに要する時間を含む。
- 3 斎場及び待合室の超過時間が1時間に満たない場合の時間は、1時間とする。